

滝野地域小中一貫校の開校時期について

滝野地域小中一貫校の開校時期は、平成28年1月の定例教育委員会において、令和9年度の開校としていました。

滝野地域小中一貫校の工事形態は、先行している社地域小中一貫校と同様に、既存校舎を活用し、必要な校舎を増築します。社地域では、増築校舎の本体工事に2年、既存校舎の長寿命化改修工事に1年が必要となり開校時期を1年延期したことから、滝野地域においても、令和4年度の建設基本計画において、本体工事、長寿命化改修工事の工事工程を検討し、予定どおり令和9年4月の開校が望ましいかの判断が必要でした。

令和9年4月開校の場合、本体工事、長寿命化改修工事を令和7年度から令和8年度の2箇年で行わなければならない、下記のようなデメリットが生じます。

- ①本体工事と長寿命化改修工事を並行して施工する必要があり、過密工程による既存校舎の利用制限が生じ、仮設校舎が必要となり、学習環境が悪化する。
- ②仮設校舎建設用地は、グラウンド北側の取得予定用地及びグラウンド用地北側の一部となることが想定され、グラウンドの利用規制が生じ、体育授業や部活動等の学校生活に大きな影響が出る。
- ③工期を優先するため、多くの工事が並行して行われることから、多くの資材・作業ヤードを確保する必要が生じ、校地の利用や学校生活に多くの制限が生じる。
- ④仮設校舎建設によって事業費が増大する。

滝野地域小中一貫校建設工事は、社地域と同様に、中学生が学校生活を送る中での工事となることから、順序良く、学校生活に支障をきたすことのないような工事工程を組む必要があります。以上のことを踏まえ検討した結果、3箇年の工事工程を組むことにより、

- ①工期を3年と長く確保することで、既存の校地の利用制限を最小限にでき、学校生活への影響を少なくできる。
- ②工事の工区分が明確にできるため、中学生の安全を確保しやすい。
- ③仮設校舎が不要で、事業費の増大を抑制できる。

とメリットがあります。

現在工事中の社地域小中一貫校建設工事では、工事による学校生活の影響を極力抑え、中学生の安全を確保しながら工事を進めることができていることから、滝野地域においても令和9年4月の開校をめざした2箇年の工事工程を組むより、できる限りの中学生の学習環境の確保と安全性を一番に優先すべきであると判断し、建設基本計画において令和10年4月の開校が適切であると判断しました。

